

個別施設計画(素案)に係る意見交換会 開催日程(令和2年6月9日現在)

1 開催済(4地区)

開催日	地区名	参加人数
5月15日(金)	豊野地区	14名
5月18日(月)	長沼地区	12名
6月4日(木)	若槻地区①	14名
6月9日(火)	大豆島地区	17名

2 開催予定(18地区)

開催予定日	地区名	予定人数
6月13日(土) 13:30~	浅川地区	40名
6月17日(水) 10:00~	第五地区	8名
6月18日(木) 16:00~	七二会地区	15名
6月19日(金) 14:20~	第二地区	22名
6月22日(月) 19:00~	若槻地区②	37名
6月25日(木) 14:00~	篠ノ井地区	20名
7月3日(金) 13:30~	芋井地区	40名
7月4日(土) 14:00~	朝陽地区	30名
7月9日(木) 13:30~	松代地区	20名
7月14日(火) 15:00~	川中島地区	20名
7月15日(水) 14:00~	若穂地区	28名
7月16日(木) 14:00~	戸隠地区	25名
7月21日(火) 14:00~	中条地区	34名
7月22日(水) 14:00~	小田切地区	12名
7月28日(火) 16:30~	大岡地区	25名
8月4日(火) 14:00~	更北地区	10名
8月5日(水) 14:00~	古牧地区	30名
8月6日(木) 13:00~	安茂里地区	28名

3 調整中(3地区)

吉田地区、鬼無里地区、信州新町地区

4 非開催(8地区)

第一地区、第三地区、第四地区、芹田地区、三輪地区、古里地区、柳原地区、信更地区
(感染症リスクや施設の状況、対策の内容等を勘案し、各地区住自協で非開催を判断したもの)

個別施設計画(素案)に関する公表資料について

1. 長野市ホームページ掲載資料

- (1) 個別施設計画(素案)の概要について
- (2) 素案の全体像(面積)内訳一覧
- (3) 質問意見提出様式(マネジメントニュースレターvol.13を含む)
- (4) 計画素案【本編】 36編
- (5) 個別施設計画(素案)【概要版】
- (6) 個別施設計画(素案)【概要版】附属資料
- (7) 地区別 個別施設計画(素案)【概要版】 32地区

2. 支所及び公共施設マネジメント推進課閲覧資料

- (1) 個別施設計画(素案)の概要について
- (2) 素案の全体像(面積)内訳一覧
- (3) 地区別 個別施設計画(素案)【概要版】(支所は、当該地区分のみ)
- (4) 個別施設計画(素案)【概要版】
- (5) 個別施設計画(素案)【概要版】附属資料
- (6) 計画素案【本編】 36編

※ 質問意見提出様式(マネジメントニュースレターvol.13を含む)と地区別個別施設計画(素案)【概要版】を配布用として配置

3. その他

- (1) 広報ながの6月号特集記事 見開き2ページを掲載
- (2) マネジメントニュースレターvol.13を全地区で回覧
(長沼地区他、回覧が機能しない地区では全戸配布)

個別施設計画（素案）に係る説明会等に関する経過

令和2年5月21日
公共施設マネジメント推進課

令和2年

- 2月12日（水） （市）住民自治連絡協議会理事会で地区別説明会の開催協力を依頼
3月24日（火） （市）開催日程照会

- 4月1日（水） 市内1例目の感染症患者の発生が判明
4月7日（火） （国）7都府県に緊急事態宣言

- 4月14日（火） （市）第3回新型コロナウイルス感染症長野市対策本部会議
「市主催イベント・行事及び公共施設運営についての判断基準」を改訂

【イベント・行事関係】

- 1 次のいずれかのイベント・行事は、原則として延期または中止とする。
(1) 50人以上又は不特定多数の者が集まる。
(2) 3つの密（密閉・密集・密接）」を回避できない。
特に、人込みや近距離での対話、大きな声をだすことや歌うことは避けられない。

- 4月16日（木） （国）緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大

- 4月17日（金） （市）第5回新型コロナウイルス感染症長野市対策本部会議
県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県の緊急事態措置等」を受けた対応

1 市民の皆様へ

【徹底した外出自粛の要請】

- 人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを市民及び市内に滞在している方に要請します。
「家にいる」ことが、大切なご家族やご自身の健康を守る最善の選択肢です。また、ご家族の健康管理にも留意してください。

- 4月24日（金） 市内14例目の発生

- 4月30日（木） （市）支所長会議及び住民自治協議会宛で一斉送信で、地区別説明会の中止及び、書面による質問・意見募集の実施を連絡

- 5月4日（月） （国）緊急事態宣言を5月末まで延長

5月6日（水） （市）第8回新型コロナウイルス感染症長野市対策本部会議
県の「緊急事態宣言の期間の延長を受けた長野県としての対応について」
を受けた対応

1 市民の皆様へ

【外出自粛の要請】

○外出自粛の継続をお願いします。

人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないようお願いします。

3 市としての取組

【市主催イベント等の対応】

○市主催イベント等について、5月15日まで原則として中止します。

○5月16日以降については、可能なものは延期を検討し、参加者が特定できる市民・県民向けのイベントであって、開催の必要性が高いものについては、「新しい生活様式」への転換を含む感染防止策の徹底を図りながら実施します。

○ただし、参加者が50名を超えるような大規模なもの、屋内で行われる等、感染のリスクが高いもの等は、実施しません。

5月14日（木） （国）長野県を含む39県の緊急事態宣言を解除

5月15日（金） （市）第11回新型コロナウイルス感染症長野市対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に伴う長野市の対応を決定

1 市民の皆様へ

【外出・往来について】

○外出に際しては、「人との接触機会の低減」、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスクの着用」、「訪問先での換気の徹底」などをお願いします。

また、遠出を避け、基本的には、身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただくようお願いします。

ただし、特定警戒都道府県への移動、往来については、自粛するようお願いします。

3 市としての取組

【市主催イベント等の対応】

○参加者が特定できる市民・県民向けのイベントであって、身体的距離の確保や基本的な感染対策の徹底を図りながら実施します。

○ただし、クラスターのおそれのあるイベント、3密の集まりは開催しません。

5月21日（木） （国）緊急事態宣言の対象を縮小

5月21日（木） （市）一斉送信で意見交換会の開催について、改めて検討を依頼